公益財団法人　佐藤国際文化育英財団

理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程

公益財団法人　佐藤国際文化育英財団
理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程

第１章 総則

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人佐藤国際文化育英財団定款（以下定款という。）第１３条及び第２７条の規定に基づき、本財団の理事、監事及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）理事及び監事とは、定款第２１条に基づき置かれる者をいう。

（２）評議員とは、定款第１０条に基づき置かれる者をいう。

（３）報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称いかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（４）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

第２章 役員報酬

（支給対象）

第３条　役員報酬は、定款第２１条に規定する理事長及び常務理事に対してのみ支給する。

（支給金額）

第４条　前条で定める者に対する報酬金額は、年額１千万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

（支給方法）

第５条　前条で決定された金額は、毎月２５日、振込により支給する。

第３章 理事会及び評議員会出席謝金

（支給対象）

第６条　理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員には、出席謝金を支給することができる。

但し、理事長、常務理事には支給しないものとする。

（支給金額）
第７条　出席謝金の金額は、１回当たり５万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。
（支給方法）
第８条　前条で決定された金額は、会議開催の都度、振込又は現金で支給する。

第４章 費用

（費用の弁償）
第９条　この法人は、理事、監事及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については支払うことができる。
２．理事、監事及び評議員には、旅費交通費（宿泊費含む）等について支払うことができるものとし、これについては別途定めるものとする。

第５章 規程の改廃

（改廃）
第１０条　この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。
（補則）
第１１条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則
この規程は、本財団が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。